

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

このしおりは、生活保護制度のしくみや申請の手続きについて、説明した
ものです。わからないことやご相談のある方は、お気軽におたずねください。



まいばらしふくしじむしょ
米原市福祉事務所

まいばらし しえんぶ しやかいふくしが
(米原市暮らし支援部社会福祉課)

ところ 〒521-8501

まいばら し まいはら ばんち
米原市米原1016番地

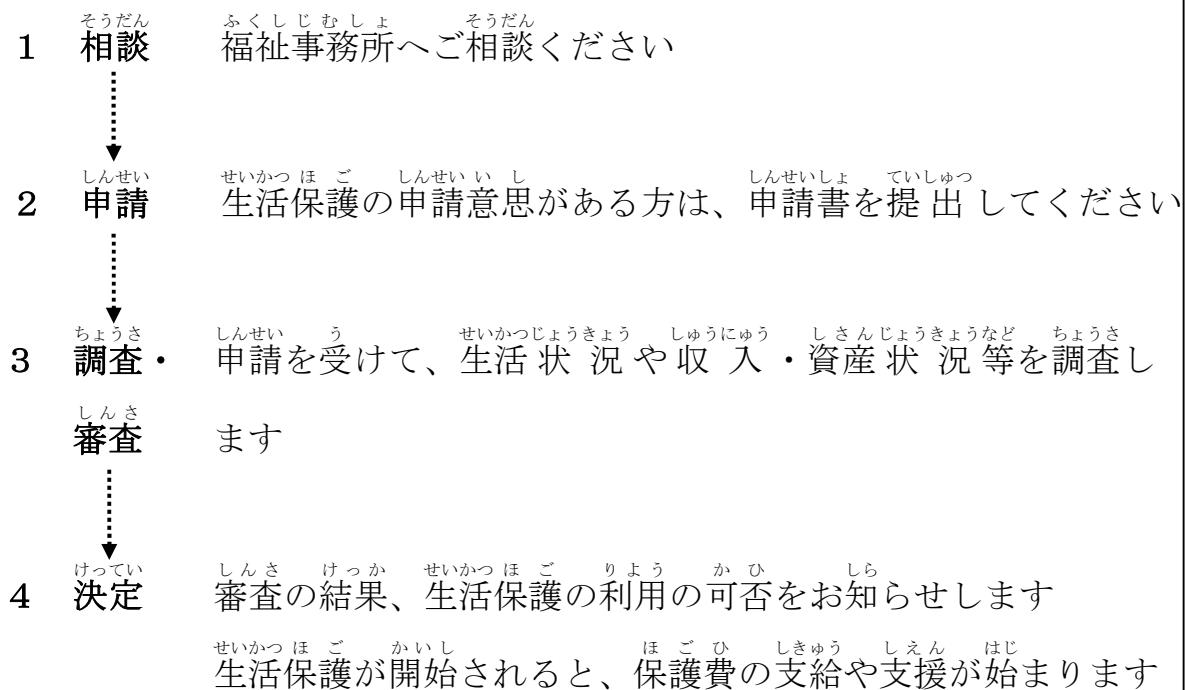
でんわ 53-5123 (直通) ちよくつう

1 生活保護制度とは

わたし ひょうき はたら しゅうにゅう すぐ
私たちは、だれでも病気やケガ、または働いても収入が少ないなど
じゅう て せいかつひ いりょうひ こま
の事由により、あらゆる手をつくしても生活費や医療費などに困ることがあ
ります。

くに けんこう ぶんかでき さいていげんど せいかつ ほしょう にほん
このようなとき、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障する（日本
こくけんぽうだい じょうう じぶんじしん ちから せいかつ
国憲法第25条）とともに、できるだけすみやかに自分自身の力で生活
てです せいで せいかつ ほ ご
できるように手助けする制度が生活保護です。

2 生活保護の手続きの流れ



1 相談（生活にお困りになったら）

生活に困っていて誰かに相談したい、生活保護について知りたいなど、お悩みやお困りのことがあれば、ご相談ください。お電話でも可能です。家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他の利用でできる制度について、ご案内します。

お聞きした相談内容を、他の人へ話すようなことはありませんので、安心してお話ししてください。

2 申請（意思があればどなたでも）

生活保護を利用するには、ご本人による申請が必要です。申請したいとの意思がある方はどなたでも、申請ができます。ご事情によりご本人が申請することができないときは、ご親族による申請も可能です。手続きや書類の書き方は、担当者がご案内します。

申請をされた場合、収入や資産の状況、お住まいの状況等を確認できる書類について、ご提出いただきます。

なお、明らかに急迫した状況にあるときは、申請がなくても、福祉事務所が職権で保護を開始する場合があります。

3 調査・審査（調査と審査について）

あなたからの申請を受けて、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費がいくら必要かを審査するため、調査を行います。

調査は申請時だけでなく、生活保護利用中も必要に応じて行います。

○ご自宅への訪問

お住まいの状況の確認や、あなたやご家族の生活状況等をお聞きするため、ご自宅へ訪問します。

生活保護利用中も、担当者が定期的に訪問します。

○資産の取扱い

あなたからの届け出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。

預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・高価な貴金属・有価証券等の世帯全体の資産のうち、世帯の自立に効果があると判断されるもの（実際に住んでいる一定額以下の土地家屋等）については、保有が認められます。

ただし、保有が認められないものについては売却して生活費に充てていただきます。

○他の制度の利用

年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

65歳以上の高齢者世帯でおおむね評価額500万円以上の居住用不動産を保有している人で「要保護世帯向け長期生活支援資金」制度の利用を希望される場合には相談します。

○資力があるものの、すぐに活用できない場合の取扱い

資力（預貯金・土地家屋・交通事故の補償金・手当や年金の受給権等）

があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合は、いったん生活保護を開始します。

ただし、資力が現金化されるなど、活用できる状態になったときには、それまでに支給した保護費（医療費・介護費を含む）をさかのぼって返還していただきます。このとき、世帯の自立の観点から、一部が返還免除される場合もあります。

○能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。お仕事を探すことの支援をしていきます。
病気や障がいにより働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をしていきます。

○ご親族への照会

おやこ 親、子ども、兄弟姉妹等のご親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

なお、ご親族は可能な範囲で援助を行うものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護を利用できないということはありません。

ご親族に対して、援助の可能性について照会を行いますが、DVや虐待等の特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談ください。

○ 収入の取扱い

給与や、年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるもの（詳しくは9ページ）を世帯の収入としてみなし、生活費に充てていただきます。これを収入認定といいます。

ただし、必ずしも全額を収入認定するわけではなく、必要経費等について、あなたの手元に一部を残したうえで収入認定するものもあります。

○ 生活保護のしくみ（利用の可否）

あなたから提出された書類や調査結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、「世帯の全収入（給与、年金、手当、仕送り等）」を比較して、不足する生活費等を補う制度です。また、原則として、個人単位ではなく世帯単位で適用されます。

したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況に合わせて変動するため、常に一定の金額とは限りません。

（例）

最低生活費（世帯の人数や年齢などによって決定されます）	
世帯の収入（就労収入、年金、手当、仕送りなど）	不足してしまう生活費



生活保護費

4 決定 (生活保護が決まつたら)

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があつてから 14 日以内（調査に時間を要した場合等には最長で 30 日以内）に書面をお送りします。

決定が遅い場合や通知された内容についてわからないことがある場合は、担当者におたずねください。それでもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて 3 か月以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

3 生活保護の利用が開始されたら

1 生活保護の種類

生活保護の扶助は、次の 8 種類です。世帯の生活に必要な扶助を受けることができます。

生活扶助 衣食、光熱費等の日常生活の費用

特別な需要がある方には、次のような加算があります

児童養育加算（高校生以下の養育者）、母子加算（ひとり親世帯）、

障害者加算（重度の障がい者等）・・・など

住宅扶助 必要な家賃、地代等の住まいの費用（共益費・管理費は除く）

※ 家賃等を直接、家主等に支払う方法（代理納付）もあります。

教育扶助 義務教育を受けている児童・生徒に必要な学用品、

	きゅうしょくひなど ひよう 給食費等の費用
いりょうふじょ 医療扶助	びょういん しりょうしょ じゅしん やつきょく くすり ひよう 病院や診療所での受診や薬局での薬の費用
	ちりょうざいりょう せじゅつ ひよう 治療材料や施術の費用
かいご ふじょ 介護扶助	かいご りよう ひよう 介護サービスを利用する費用
	じゅうたくかいしゅう ふくしようぐ こうにゅう ひよう 住宅改修や福祉用具を購入する費用
	※ いりょうひ かいごひ げんそく びょういん かいご じぎょうしゃなど ちよくせつ 医療費・介護費は原則として、病院や介護サービス事業者等に直接
	しはら げんきん しきゅう 支払いをするので、現金は支給されません。
	いりょうきかん じゅしんなど くわ 医療機関への受診等について、詳しくは 10~11 ページへ
しゅっさん ふじょ 出産扶助	しゅっさん ひよう 出産の費用
せいぎょう ふじょ 生業扶助	しゅうしょく ひつよう ぎのう しゅうとく しかく しゅとく 就職するために必要となる、技能の習得や資格の取得
	ひよう かいご しかくなど をするための費用（介護ヘルパーの資格等）
	こうどうがっこうなど しゅうがく ひよう 高等学校等に就学をするための費用
そうさい ふじょ 葬祭扶助	そうさい ひつよう ひよう 葬祭に必要な費用
<input type="checkbox"/> いちじふじょ 一時扶助	いちじてき ひよう ひつよう ひび 一時的に費用が必要となったが、日々のやりくり
	まか ばあい まいつき ほごひ りんじ では賄えない場合、毎月の保護費に加えて、臨時に
	しきゅう 支給されることがあります。
	じせん しんせい げんそく みつもりしょ りょうしゅうしょなど しょるい 事前の申請が原則で、見積書や領収書等の書類
	ひつよう が必要となります。
※ おむつ代、アパートや借家の契約更新料、引越しに必要な敷金や	
	うんそだい かおく しゃくや けいやくこうしんりょう ひっこし ひつよう しきん 運送代、家屋の修繕費、通院時の交通費、高校へ通学するための
	ていきだい 定期代など

就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくな
った方に、支給できる場合があります。

進学準備給付金

生活保護利用世帯の子どもが、大学や専門学校等へ進学した際に支給
されます。

2 生活保護利用中の権利と義務

権利《保障されていること》

- ◆ 正当な理由なく、保護費を減らされたり、保護を利用できなくなったりすることは
ありません。
- ◆ 保護費として受け取るお金や物品に、税金がかけられたり、差し押さえられたり
することはありません。
- ◆ 保護の決定に疑問があるときは、遠慮せずに担当者におたずねください。それ
でもなお決定に納得できないときは、決定を知った日の翌日から数えて3か月
以内に、滋賀県知事に対して審査を求めることができます。

義務《守っていただくこと》

- ◆ 働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。
さい。病気等で働くことが難しい方は、医師の指示に従い、治療に専念してください。
- ◆ 現在治療中の病気がない方も、自分の体調や生活習慣を定期的に見直し、健康な生活を維持できるよう努めてください。
- ◆ 住宅費や給食費、教材費等は、それぞれの支給目的のために使ってください。
- ◆ ケースワーカーから、生活保護の目的達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければなりません。

3 届け出と申告(届け出が必要なもの)

保護費を正確に決定するためには、定期的な収入申告や、生活状況に変化がある(あった)場合に、すみやかに届け出をしてもらう必要があります。

あなたやご家族の毎月の収入について 収入申告

► 毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき

※ご家族のうち就労可能な方は、就労収入の有無に関わらず毎月申告が必要です。

► 年金などの公的手当があったとき

► 生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき

► 交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき

► 債務整理(個人の借金を整理すること)による過払金があったとき

► 不動産など資産の売却があったとき

► 相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※正しく申告すれば、控除や収入認定しない取扱いができるものもあります。

※ 偽りの申告をした場合など、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

あなたやご家族の生活状況が変わる（変わった）とき 異動届

► 住所が変わったとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）

► 家族に変化があったとき

（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）

► 就職や離職をしたとき

► 健康保険の資格を取得や喪失したとき

► 帰省などで家を長期間留守にするとき

► 生命保険などの加入、解約、名義変更したとき

► 家賃・地代が変更されるとき

► その他生活状況に大きな変化があったとき

あなたやご家族の資産の状況について 資産申告

資産の有無や多少にかかわらず、少なくとも年1回の申告が必要です。

新たに口座の開設や生命保険に加入したり、資産（預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・

貴金属・有価証券等）を解約や処分、売却するなどして、資産の状況に変化があった

場合は、すみやかに申告してください。

4 医療機関への受診など（病気やケガをしたとき）

► 受診するときは、生活保護法で指定された医療機関で受診してください。

► 受診するときは「診療依頼書」が必要です。福祉事務所または、市役所

各庁舎、行政サービスセンター（息郷、醒井）で傷病届に記入し、

診療依頼書をもらってください。

► 国民健康保険以外の健康保険に加入している本人や扶養家族になっている

ひと ほけんしょう しんりょういらいしょ いりょうきかん ていしゅつ
人は、その保険証と診療依頼書を医療機関に提出してください。

てきせつ いりょうきかん じゅしん びょうき じょうたい つういん
► 適切な医療機関で受診してください。病気やケガの状態によっては、通院

いそうひ しきゅうたいしょ ばあい げんそく おな びょうき
移送費の支給対象となる場合もあります。原則、同じ病気やケガについて

いりょうきかん じゅしん
は、ひとつの医療機関を受診してください。

びょうじょう てき いりょう う い じたく
► 病状に適した医療をスムーズに受けるためにも、かかりつけ医を自宅に

ちか びょういん せいかつほ ごうけいれかのう いりょうきかん えら たいせつ
近い病院（生活保護受入可能な医療機関）から選んでおくことが大切で

す。

いし しがいし こうはついやくひん いやくひん しょう
► 医師または歯科医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使用できると

はんだん ばあい こうはついやくひん いやくひん つか
判断した場合には、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を使うことにご

きょうりょく 協力ください。

いし ちりょう いっかん ほこうほじょつえなど ひつよう
► 医師が、治療の一環として、メガネ、コルセット、歩行補助杖等が必要と

はんだん ばあい たいようねんすうなど じょうけん み きゅうふ
判断した場合、耐用年数等の条件を満たせば、給付できます。

じゅうどうせいふく せつこついん せいこついん じぜん たんとうしゃ そうだん
► 柔道整復（接骨院・整骨院）、あんま・マッサージ、はり・きゅうについて

きゅうふ じょうけん じぜん たんとうしゃ そうだん
ては、給付に条件がありますので、事前に担当者にご相談ください。

(注) 生活保護が開始されると、国民健康保険証・後期高齢者医療
ほけんしやしょう しょう じぜん たんとうしゃ そうだん
保険者証は使用できませんので、返還してください。

5 介護サービスの利用

かいご りょう ようかいご しえん にんてい う など て
介護サービスを利用するときは、まず要介護（支援）認定を受ける等の手
づづ ひつよう
続きが必要です。

6 減免制度

生活保護を利用している間は、届け出により、次のものについて、減額や免除を受けることができます。なお、所定の手続きが必要ですので担当者にもう一度申し出てください。

➤ N H K 受信料

➤ 市県民税

➤ 下水道使用料

➤ 健診料（胃ガン、大腸ガン、子宮ガン、乳ガン、生活習慣病
検診）

➤ 固定資産税

➤ 国民年金保険料

7 生活保護利用中の支援

生活保護の利用中は、あなたやご家族の状況や希望に沿った支援の方針を立てたうえで、定期的な家庭訪問等により生活の様子や健康状態等についてお聞きし、支援していきます。

生活をするうえで困ったことやわからないことがあるときには、遠慮なく担当者へご相談ください。お仕事のことなど、今後のことと一緒に考えていぐ専門の職員もいます。
相談の内容を他の人に話すようなことはありませんので、安心してご相談ください。

8 その他

➤ 生活保護を利用する権利を他人に譲り渡すことはできません。

- 生活保護法は、日本国民を対象としています。ただし、在留資格等の要件を満たす外国籍の方に対しては、生活保護に準ずる取扱いをします。
- 暴力団であったり、暴力団活動に関わっていたりする場合、保護の要件を満たさないため、生活保護の利用は認められません。申告せずに生活保護を利用した場合は、不正受給として保護費を返還してもらうことがあります。

9 民生委員の役割

各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗っていただける民生委員がおられます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員にもぜひご相談ください。

メモ